

まずは司法書士にお気軽にお尋ねください。

「登記・相続電話ガイド」

ちょっと聞きたい、確認したいことに司法書士がお答えします。

- 登記手続きについて(不動産登記、商業・法人登記)
- 相続や遺言の手続きについて

登記申請書など書類の作成方法に関する相談やご自身で作成された書類の確認・添削等はお受けできません。

受付日時 月曜日～金曜日 10時～13時
(祝日・夏季休暇・年末年始は除く)

時間 10分

10分を超える場合は電話で容易にお答えできる内容ではありませんので対応できません。この場合、ご希望によりお近くの司法書士をご紹介できますが、相談料は有料となります。または、各総合相談センターの面談相談もしくはWEB相談をご利用ください。

050-3533-3707

※通話料はご負担いただくことになります。 ※050から始まるIP電話を使用しております。

※固定電話(一般回線)からおかけいただいた場合の通話料は、時間帯・地域に関係なく、3分11円程度になります。

※IP電話からお電話される場合は、契約されているIP電話のサービス内容によりご利用できない場合がございます。

話し合いで解決したいときは

愛知県司法書士会調停センター

当事者と利害関係がない中立公正な司法書士が、身の回りで起こる様々なめ事やトラブルについて、当事者双方の話をしっかりと聴きながら、専門家としての知見を活かし、話し合いによる解決をお手伝いします。

- 相続に関する紛争(相続財産に不動産を含むもの)
- 不動産賃貸借に関する紛争
- その他、紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争

調停センターでお取り扱いできる紛争は上記の場合に限られます。詳しくは、当センターにお尋ねください。

受付日時 月曜日～金曜日 10時～17時
(祝日・夏季休暇・年末年始は除く)

052-683-6683

法務大臣認証番号 第118号/認証年月日 平成24年8月3日

お気軽にご相談ください!!



ひとりで悩むより、まずは 司法書士に相談 してみませんか?

初回相談
無料

相続・遺言

土地・建物の登記

会社設立・役員変更

借金・金銭トラブル

賃貸借トラブル

成年後見



司法書士は、「身近な法律家」です。

愛知県司法書士会



愛知県司法書士会

〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号

愛知県司法書士会

検索

<https://www.ai-shiho.or.jp/>



2026.9